

# 地震災害

## 1 安全確保及び火の始末

- (1) 授業担当者：児童の安全確保のための具体的な一次避難指示を迅速に行う。
- (2) 児童の避難路を確保する。(出入り口の開放など)
- (3) 火気を使用している場合は、揺れが収まったら直ちに火を消し、ガスの元栓を閉める。また、電気器具のコンセントも抜く。

### <一次避難>

#### ○避難の基本

物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ移動し、頭部の保護が最優先。指示あるまで、その場を動かない。

- ・机の下にもぐり、防災頭巾や本、鞆等で頭を保護する。
- ・転倒の恐れのあるロッカーや窓ガラス等から離れる。

#### ○各場所での対応

- ・教室：出入口を開けて避難口を確保する。児童を机下に避難させる。
- ・廊下：窓から離れ、頭部を守り、中央部にしゃがむ。
- ・階段：頭部を守り、中央部にしゃがむ。
- ・トイレ：トイレ個室の扉及び入口扉を開けて避難口を確保する。
- ・体育館：頭上からの落下物に気をつけ、頭部を守り中央部に集まりしゃがむ。
- ・校庭：中央部に集合し、しゃがむ。
- ・プール：水から速やかに出て、フローアにしゃがむ。
- ・屋上：中央部に集合し、しゃがむ。避難口を確保する。
- ・校外：その場でしゃがむ。倒壊や落下の恐れがある所から離れる。
- ・バス：橋上や川の近くは避けて停止。車中で情報を得て避難の準備をする。

## 2 情報の収集

### ○管理職

- ・校内の状況（施設・設備・人的な被害状況等）を正確に把握し、負傷者の救護や避難の方法を決定する。また、被害の状況によっては、対策本部を設置する。
- ・地域における被害状況等を把握する。(テレビ、ラジオ等)

### ○授業担当者

- ・児童の負傷の有無や程度を確認するとともに、パニックを抑える。
- ・負傷者がいる場合は、他の教職員と連携し負傷児童の教護に当たる。
- ・避難する際は、避難経路等の安全に留意する。  
※ 廊下等の転倒物、上部からの落下物等の危険を確認しながら避難する。

## 3 避難指示及び児童の誘導

### <二次避難>

#### <管理職>

- ・揺れが収まり避難経路・場所の安全確認後、校内放送で二次避難指示を行う。
- ・緊急時用バックを持ち、避難所に本部を設置する。

#### <授業担当者>

- ・緊急放送による避難経路・避難場所などの指示に従い、児童を避難誘導する。
- ・落ち着いて行動させる。「お・か・し・も」の徹底  
③ さない      ④ けない      ⑤ やべらない      ⑥ どらない

### ○校外活動時の二次避難

- ・揺れが治まり次第，引率者が以下をもとに2次避難の指示を出す。
  - (ア) 徒歩：安全に気をつけ，小学校（集合場所）へ向かう。
  - (イ) バス：情報の入手に努め，周囲の安全を確認し小学校へ向かう。
- ・津波警報以上が出た場合，解除されるまで海岸方面へ移動しない，下流の河川や橋には近づかないコースで学校へ向かう。
  - ※ バス移動時は，安否報告を小学校へ電話やメール。不可能時は災害伝言ダイヤルで報告。録音：171→1→（引率代表者の自宅電話番号）

## 4 **避難場所での対応**

- ・学級担任は，速やかに担当学級の人員確認及び負傷状況等を確認し，教頭に報告する。
  - ※ 児童に不明者がいる場合には，管理職に報告し，管理職の指示のもと，安全に留意し速やかに捜索に当たる。
- ・管理職は，児童の負傷の程度に応じ，救急車を要請する。また，養護教諭を中心とした救護班を組織し，応急手当等の対応を指示する。
- ・学級担任は，負傷児童の保護者に連絡し，負傷状況や搬送先の病院名等を伝える。
  - ※ 児童の負傷状況，搬送先等，被災者に関する情報をまとめておく。
- ・災害用電話（PHS）で，市教育委員会（災害対策本部）と連絡を取る。
  - ※ 学校教育課8番（小学校担当主幹へ）

## 5 **事後の対応**

- ・管理職は，学校の被害状況等を教育委員会に報告するとともに，必要に応じて支援要請を行う。
- ・管理職は，速やかに地域の被害状況について情報を収集する。
- ・校舎内外の施設設備の点検を行い，学校全体の安全確認に努める。なお，必要に応じ，立入禁止区域を設けるなどの安全対策を講ずる。
- ・通学路の安全状況，交通機関の運行状況について速やかに確認する。
- ・避難以降の授業日程等については，校舎の被害状況や余震の状況などを総合的に勘案し，教育委員会，関係機関，PTA役員等で協議し決定する。
- ・震度5強以上の地震か，または通学路での児童の安全が確保できない恐れがある場合は，**保護者への直接引き渡し**（別紙参照）を行う。
  - ※ 電話やメールが使用不能の場合，災害伝言ダイヤルで保護者向けに伝言する。
    - 例 録音：171→1→ 0475891040（学校の電話番号）  
「山武北小学校です。児童は全員無事に避難しています。引き渡しを行いますので，迎えをお願いします。」
- ・スーパーバイザーの派遣を要請するなど，児童の心のケアに当たる。
  - ※ スーパーバイザーの派遣要請  
学校 → 市教育委員会 → 東上総教育事務所指導室

## 6 **その他**

### ○登下校途中や自宅での激震発生（震度5強以上）への対応

- ・各家庭で決めた避難対応や避難場所を，票への記入を依頼し把握しておく。
- ・安全確保後，児童の安否調査（通学路巡視，家庭や避難先訪問）を実施する。

# 風 水 害

## 1 情報の収集

- ・ テレビ、ラジオ、インターネット等で気象情報を収集する。
- ・ 教育委員会や山武市防災係から災害等に関する情報を収集する。
- ・ P T A役員、地域住民（区長等）から学区内の通学路の状況や土砂崩れ等の被害状況について、情報を収集する。
- ・ 必要に応じて、教職員を分担し、通学路の安全確認を行う。
- ・ 近隣の学校との情報交換を行う。

## 2 登下校・待機の判断

### <登校時に家庭で待機させる場合>

- ・ 気象状況により、児童に危険を及ぼしかねない状況が発生した場合（発生しようとしている場合）、気象情報を確認の上、登校時間の変更等に関する情報交換を教育委員会や近隣の学校と行う。
- ・ メール配信で、登校時間の変更等について保護者に連絡する。  
※未加入の家庭には、担任から電話を入れる。
- ・ 児童の登校に際しては教職員を分担し、可能な範囲で通学路の状況把握に努める。

### <下校させる場合>

- ・ メール配信で下校時間の変更等について保護者に連絡する。  
※未加入の家庭には、担任から電話を入れる。
- ・ 家族等の状況（不在、家屋に危険が予想される等）によっては、児童を学校に待機させる。なお、保護者と連絡を取り、待機の事実を伝えるとともに、引渡し等について確認する。
- ・ 職員の引率、集団下校、通学路の変更、保護者への引き渡し等、万全な安全対策を講じ下校させる。
- ・ 地域との連携、協力のもと、安全な経路の確保、誘導などに努める。

### <学校に待機させる場合>

- ・ メール配信により、児童の待機と引渡しについて保護者に連絡する。  
※未加入の家庭には、担任から電話を入れる。
- ・ 校内の安全な場所を待機場所とする。
- ・ 児童を待機場所に集める。集合単位は、各地区ごと、学年ごと等、状況に応じて決定する。児童を安心させることを第一に考える。
- ・ 児童に、災害の状況や保護者からの連絡を伝える。
- ・ 下校が可能になった児童から、保護者に引き渡す。

## 3 事後の対応

- ・ 管理職は、学校の状況を教育委員会に報告する。必要があれば、支援要請をする。